附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三十七条を加える改正規定　令和八年五月二十一日

二　第九条第一項第十五号の二の改正規定及び第十三条の四に第二項を加える改正規定　令和八年十月一日

三　第三条第三号から第四号の二までの改正規定及び附則第二条第一項の規定　令和九年四月一日

（経過措置）

第二条　前条第三号に掲げる規定の施行前に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「法」という。）第九条第四項の認定（法第十条第一項の変更又は追加の認定を含む。）を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定発電設備又は令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に法第七条第三項若しくは第六項の規定により落札者として決定された者の当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備が、同号に掲げる規定の施行の際現にこの省令の規定による改正前の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）（次項において「旧規則」という。）第三条第三号から第四号の二までに掲げる設備の区分等に該当する当該設備に係る設備の区分等については、なお従前の例による。

2　この省令の施行前に法第九条第四項の認定（法第十条第一項の変更の認定を含む。）を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定発電設備が、この省令の施行の際現に旧規則第三条第二十七号又は第二十八号に掲げる設備の区分等に該当する当該設備に係る設備の区分等については、なお従前の例による。

○経済産業省令第三十号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第六項の規定に基づき、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（新事業開拓事業者） **第二条**　法第二条第六項の経済産業省令で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　次のイからホまでのいずれにも該当するもの イ・ロ　（略）	（新事業開拓事業者） **第二条**　法第二条第六項の経済産業省令で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　次のイからホまでのいずれにも該当するもの イ・ロ　（略）

改正後	改正前
ハ　次のいずれかに掲げる会社 (1)　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所（以下、この条において単に「金融商品取引所」という。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿（以下、この条において単に「店頭売買有価証券登録原簿」という。）に登録されている株式の発行者である会社以外の会社 (2)　金融商品取引所に上場されている株式を発行する会社で、当該株式が金融商品取引法第百二十一条の規定により内閣総理大臣への届出がなされて最初にいずれかの金融商品取引所に上場された日以後の期間が五年未満で、直前の三事業年度のうちいずれかの事業年度の確定した決算において、営業損失を生じているもの ニ・ホ　（略） 二　既に事業を開始している者であって、次のイからホまでのいずれにも該当する者（これに類する外国法人を含む。） イ　前号ロ、ニ及びホのいずれにも該当する者 ロ～ニ　（略） ホ　金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社 三　既に事業を開始している者であって、次のイからニまでのいずれにも該当する会社 イ　第一号ロ、ニ及びホ並びに前号ハ及びホのいずれにも該当する会社 ロ～ニ　（略）	ハ　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社 ニ・ホ　（略） 二　既に事業を開始している者であって、次のイからニまでのいずれにも該当する者（これに類する外国法人を含む。） イ　前号ロからホまでのいずれにも該当する者 ロ～ニ　（略） （新設） 三　既に事業を開始している者であって、次のイからニまでのいずれにも該当する会社 イ　第一号ロからホまで及び前号ハのいずれにも該当する会社 ロ～ニ　（略）